

## 12 . 自由の指令・人間宣言

### ・「自由の指令」

前章で述べた通り、天皇マッカーサー会談を契機に、政府の言論統制は廃止されていくこととなった。この流れを継承するようにして、1945年10月4日に出されたのが「自由の指令」である。

自由の指令は、GHQから日本政府に出された指令で、「内務大臣らの罷免、思想・言論規制法規の廃止、特高警察の廃止、政治犯の釈放等」といった内容となっている。これを通達された東久邇宮首相は、この内容の実行は不可能として辞職し（10月5日）、10月9日幣原喜重郎内閣が成立した。

その後、自由の指令の内容は逐次実行に移され、特高警察は10月6日廃止され、（また前述の通り新聞紙等掲載制限令も10月6日廃止、）10月10日政治犯の釈放が行われた。その後も、国防保安法・軍機保護法・言論出版集会結社等臨時取締法などが10月13日廃止、治安維持法・思想犯保護観察法などが10月15日廃止されるなど、思想・言論に関する統制は急速に廃止されていった。

（註：特別高等警察とは、大日本帝国憲法下の日本で共産主義・社会主義運動のほか、全ての反政府的言論・思想・運動を弾圧した秘密警察。略称は「特高警察」または「特高」。）

### ・五大改革指令

自由の指令に続いて、10月11日の幣原首相・マッカーサー会談の時にGHQの指令として通達されたものが、五大改革指令である。内容としては、「（1）婦人の解放、（2）圧政的諸制度の撤廃、（3）教育の自由主義化、（4）労働組合の結成、（5）経済の民主化」となっている。

この指令の内容は、この後の日本の政策に大きく影響を与えている。例えば、「婦人の解放」は婦人参政権（1945年12月）へとつながり、「圧政的諸制度の撤廃」は、政治犯の釈放、特別高等警察廃止、治安維持法・治安警察法廃止などに影響した。「教育の自由主義化」では皇国史観（万世一系の天皇が日本を支配する、いわゆる「国体」思想）が否定され、「労働組合の結成」は1947年の労働三法制定と労働省設置へとつながる。「経済の民主化」の中心は、財閥解体と農地改革であり、財閥解体により独占状況は緩められ、また農地改革により小作農が大幅減するなどという結果をもたらしている。この指令は、GHQの対日基本方針（15章参照）の路線に沿った施策であり、「自由の指令」とあわせて、戦後日本の基本政策の一環を担ったと考えられる。

### ・国家神道の廃止

GHQの改革は、さらに「国家神道（あるいは神社神道）」へと進んでいく。国家神道とは、政府の政策として進められた国家的宗教であり、万世一系の天皇が日本を支配するという「国体」思想と結びついたものであった。第二次大戦を招いた構造を排除するため、GHQは天皇崇拝を推進することに国家神道が一定の役割を果たしたことを認め、国家神道を廃止することを決定した。

12月15日、GHQの通知「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に公布の廃止に関する件」（いわゆる「神道指令」）により、神社は国家から分離することが日本政府に覚書の形で通達され、国家神道は終焉を迎えた。

## ・天皇の「人間宣言」

終戦直後の歴史の中で、特に国民に大きなインパクトを与えたものの一つに、天皇の人間宣言が挙げられるであろう。この宣言は、1946年1月1日に発せられ、また同日の朝刊に掲載された。

人間宣言は、天皇が自らの神格を否定したと解釈される詔書の通称であり、1946年1月1日の官報にて掲載された。正式なタイトルがないため、通称「人間宣言」と呼ばれる。

このなかで昭和天皇は、天皇を現御神とするのは架空の観念であると述べ、自らの神性（天皇家に関する神話と伝説）を否定した。これは、後に天皇の地位に根本的な変更をもたらされる布石ともなり、マッカーサーはこの詔書を天皇が日本国民の民主化に指導的役割を果たしたと高く評価した。

また、詔書の冒頭には明治天皇の五箇条の誓文が引用されている。これは、誓文の第一文が「広く会議を興し万機公論に決すべし」とあるように、明治天皇の時代に明治天皇が民主主義を採用しようと考えていたことを示す意図があった、と昭和天皇自身が1977年8月23日の記者会見で語っている。

また、宣言草案に関しては、幣原起草説、GHQ起草説があるが、現在ではGHQ起草説が有力である。これは、当時他の連合国からの天皇に対する圧力が大きく、戦犯にせよという要求も多かったために、人間宣言を出すことで、戦後天皇制を維持できるようにした、という配慮と考えられる。また、冒頭の五箇条の誓文の引用に関しては、自らの発案であったと、後日昭和天皇は語っている。

この宣言は、実際に「民主主義的傾向に基き、平和主義のもとに新日本を建設しなければならない」という趣旨で書かれており、また天皇の神性を否定していることから、戦後の民主主義・象徴天皇制という基本原則への道を示した文書であると言える。

(参考資料) 次頁：詔勅の載った官報

# 官報

號外 昭和二十一年一月一日

## 詔書

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初國是トシテ五箇條ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ懽マサランメンコトヲ要ス

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

歡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御誓旨ニ則リ、舊來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民學ヲ平和主義ニ徹シ、教養豐カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ圖リ、新日本ヲ建設スベシ。

大小都市ノ蒙リタル戰禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停頓、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ實ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖モ、我國民ガ現在ノ試煉ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克ク其ノ結束ヲ全ウセバ、獨リ我國ノミナラス全人類ノ爲ニ、輝カシキ前途ノ展開セララルコトヲ疑ハズ。

夫レ家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今ヤ實ニ此ノ心ヲ擴充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、獻身ノ努力ヲ效スベキノ秋ナリ。

惟フニ長キニ亘レル戰爭ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。諷激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰ヘ、爲ニ思想混亂ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分クシテ欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト傳説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。

朕ノ政府ハ國民ノ試煉ト苦難トヲ緩和セシメ、アラユル施策ト經營トニ萬全ノ方途ヲ講ズベシ。同時ニ朕ハ我國民ガ時艱ニ臨起シ、當面ノ困苦克服ノ爲ニ、又産業及文運振興ノ爲ニ勇往センコトヲ希念ス。我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ傳統ニ恥ヂザル眞價ヲ發揮スルニ至ラン。斯ノ如キハ實ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ爲、絶大ナル貢獻ヲ爲ス所以ナルヲ疑ハザルナリ。

一年ノ計ハ年頭ニ在リ、朕ハ朕ノ信賴スル國民ガ朕ト其ノ心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ勵マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ。

御名 御璽

昭和二十一年一月一日

內閣總理大臣	幣原喜重郎
第一副大臣	岩田 宙造
第二副大臣	松村 謙三
司法大臣	前田 多門
農林大臣	吉田 茂
外交部大臣	堀切善次郎
內務大臣	松本 蒸治
國庫大臣	若田 均
國幣大臣	大田 三郎
國幣大臣	遊澤 數三
國幣大臣	田中 武雄
國幣大臣	小笠原亮郎
國幣大臣	小林 一三